

# **雇用保険法施行規則及び建設労働者の雇用の改善等に関する 法律施行規則の一部を改正する省令案関連資料**



# 産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）

支給対象事業主の追加等

令和8年度当初予算案 98百万円（5.5億円）※（）内は前年度当初予算額

労働特会		子子特会	一般	
労災	雇用	徴収	育休	会計
	○			

## 1 事業の目的

賃金上昇につながる労働者のスキルアップを図るため、在籍型出向を活用して他社での経験による新たなスキルを習得させ、出向復帰後に当該労働者の賃金を上昇させた事業主及び出向を受け入れた事業主に対して助成を行う。

## 2 事業の概要

### ○助成内容

在籍型出向を活用して労働者のスキルアップを行う事業主が、当該労働者の出向復帰後6か月間の賃金を出向前と比較して5%以上上昇させた場合に、**出向元及び出向先**双方の事業主がそれぞれ負担した出向中の賃金の一部を助成

	中小企業	中小企業以外
助成率	2/3	1/2
上限額	8,870円／1人1日当たり (1事業主あたり1,000万円)	
支給対象期間	1か月～1年間	

### 令和8年度改正内容（案）

- 支給対象事業主について、従来の出向元事業主のみから、新たに出向先事業主も追加。
- 支給要件となる6か月間の賃金上昇確認期間についての例外措置（労働者の病気による休職など）を新たに規定。

## 3 事業スキーム

### ○助成金支給までの流れ

出向元事業主と出向先事業主との**契約**  
労働組合などの**協定**  
出向予定者の**同意**



労働局・ハローワークに出向計画届  
(スキルアップ計画を含む) 提出



在籍型出向の実施



復帰（賃金上昇（6か月間））



労働局・ハローワークに支給申請



助成金受給



# 早期再就職等支援助成金（中途採用拡大コース）

要件の見直し等

令和8年度当初予算案 10億円（72百万円） ※（）内は前年度当初予算額

労働特会		子子特会		一般 会計
労災	雇用	徴収	育休	
	○			

## 1 事業の目的

諸外国に比較して、賃金が上昇する転職の割合が低い我が国の状況を踏まえて、賃金上昇を伴う中途採用者の雇用機会の拡大を図るため、中途採用を拡大し、雇い入れた中途採用者の賃金を雇入れ前と比較して5%以上上昇させた事業主に対して助成を行う。 令和6年度実績（支給対象事業所数）：39事業所

## 2 事業の概要・スキーム・実施主体

【令和7年度】（目的：中途採用の拡大）

### ① 中途採用者の雇入れ

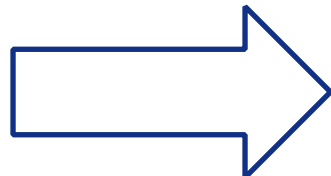
中途採用者（※1）を2人以上雇入れる



### ② 中途採用の拡大

中途採用率（※2）を20パーセントポイント以上上昇させる

- ※1 無期フルタイム雇用に限る。
- ※2 無期フルタイム雇用で採用した者のうち、中途採用した者の割合。



【令和8年度】（目的：賃金上昇を伴う中途採用の拡大）

### ① 中途採用者の雇入れ + 採用時の賃上げ

中途採用者を1人以上雇入れ、雇入れ時の賃金を雇入れ前と比較して5%以上上昇させる



### ② 中途採用の拡大

中途採用率を5パーセントポイント以上上昇させる

又は

中途採用率が50%以上である

【助成額】 中途採用者1人あたり20万円（上限20人）

【助成額の加算】

- 中途採用者を雇い入れた企業が、
    - 生産指標等により一定の成長性が認められる場合
    - 会社全体の賃金の底上げを行った場合
- 中途採用者1人あたり10万円を加算

【助成額】

A：定額50万円

又は

B：45歳以上の中途採用率の拡大

上記要件に加え、45歳以上中途採用者に限定した中途採用率を10%以上上昇させた上で、当該45歳以上中途採用者について5%以上賃上げした場合 定額100万円

- 65歳超継続雇用促進コースについて、支給対象事業主の要件の見直し(1回限りの支給の廃止)、助成額の増額及び定額助成への変更を行う。
- 高齢者評価制度等雇用管理改善コースについて、雇用管理制度を整備した場合の助成額を定額助成に変更するとともに、賃金体系・能力評価制度の導入・見直しの場合の助成額を増額。
- 高齢者無期雇用転換コースについて、無期雇用労働者に転換させた有期契約労働者1人あたりの助成額を増額。

## 事業の概要

### 1 65歳超継続雇用促進コース

#### ● 助成内容

- ① 65歳以上の年齢への定年引上げや定年の定めを廃止する事業主に対して助成
- ② 66歳以上の年齢への継続雇用制度を導入する事業主に対して助成
- ③ 他社による継続雇用制度の導入を行う送出し事業主が、受入れ事業主の就業規則改正等を実施した場合、送出し事業主に対して助成 等

- **助成額** 事業主が実施した定年引上げ等の措置及び措置の対象となる60歳以上の雇用保険被保険者数に応じて以下の額を支給 (単位:万円)

	①定年引上げ又は定年の定めを廃止					②継続雇用制度の導入						③他社による継続雇用制度の導入					
	65歳への引上げ	66～69歳への引上げ		70歳以上への引上げ	定年の定めを廃止	66～69歳への引上げ			70歳以上への引上げ			66～69歳への引上げ			70歳以上への引上げ		
		5歳未満	5歳以上			希望者全員	対象者基準有	令和7年度制度	希望者全員	対象者基準有	令和7年度制度	希望者全員	対象者基準有	令和7年度制度	希望者全員	対象者基準有	令和7年度制度
1～3人	15	25(20)	40(30)	45(30)	60(40)	22	20	(15)	40	36	(30)	20	16	(10)	32	30	(15)
4～6人	20	32(25)	65(50)	70(50)	120(80)	37	32	(25)	65	60	(50)	30	26	(10)	50	45	(15)
7～9人	25	39(30)	110(85)	115(85)	180(120)	60	50	(40)	105	95	(80)	50	40	(10)	85	75	(15)
10人以上	30	46(35)	135(105)	140(105)	240(160)	90	75	(60)	130	120	(100)	70	60	(10)	105	100	(15)

※ ()内は、令和7年度制度における助成額。 ※ 他社とは、特殊関係事業主を含む他の事業主を指す。

### 2 高齢者評価制度等雇用管理改善コース

#### ● 助成内容

高齢者の雇用管理制度の整備(能力開発、能力評価、賃金体系、労働時間等の雇用管理制度の見直し若しくは導入、法定外の健康診断を実施するための制度の導入等)を実施した事業主に対して助成。

- **助成額** 事業主が実施した雇用管理制度の整備内容に応じて以下の額を支給
- ・賃金体系・能力評価制度の導入・見直し: 60万円(中小企業以外は45万円)
  - ・賃金体系・能力評価制度の導入・見直し以外: 30万円(中小企業以外は23万円)
  - ・雇用管理制度の整備に伴う機器等導入: 導入経費×60%(中小企業以外は45%)  
※上限30万円

※令和7年度制度:雇用管理制度の導入等に要した経費の額に、60%(中小企業以外は45%)を乗じた額(上限30万円)

### 3 高齢者無期雇用転換コース

#### ● 助成内容

50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用労働者に転換させた事業主に対して、その人数(上限10人)に応じ助成。

#### ● 助成額

対象者1人につき、40万円(中小企業以外は30万円)を支給  
※令和7年度制度:対象者1人につき30万円(中小企業以外は23万円)

令和8年度当初予算案 18億円（0億円）（※）

（※）受付から支給まで一定の期間を要するため、令和7年度受付分については、令和8年度から予算計上。また、令和8年度拡充分については令和9年度以降の支給となるため、令和8年度は制度要求。

### 1 事業の目的

人口減少下において労働力不足が生ずることが懸念されている中で、人材を確保するためには、「魅力ある職場」を創出し、従業員の職場定着等を高めることが必要であるため、雇用管理改善等に取り組む事業主への助成を通じて、職場定着等を促進し、人材の確保を図る。

### 2 事業の概要・スキーム

雇用管理制度（賃金規定・諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度など）の導入・実施や雇用環境の整備（従業員の作業負担を軽減する機器等の導入）により、従業員の職場定着に取り組む事業主に対して助成する。

#### <拡充内容>

- 雇用管理に困難を抱える事業所（※1）に限り、3%以上の賃上げの場合でも助成額の1/4を加算
- 雇用環境の整備に限り、7%以上の賃上げの場合に助成額の1/2を加算

#### <助成額>

助成対象	助成額（上限額）	賃上げ加算
<b>A 雇用管理制度</b>		
①賃金規定・諸手当等制度	40万円	対象労働者の賃金総額*を3%以上(※2)または5%以上増加させた場合に助成額の1/4を加算、7%以上(※3)増加させた場合に助成額の1/2を加算
②人事評価制度（人事評価改善等助成コースの統合）	40万円	
③職場活性化制度	20万円	
④健康づくり制度（人間ドック）	20万円	
<b>B 雇用環境整備</b> （従業員の作業負担を軽減する機器・設備）	経費の1/2	（上限額150万円）

（\*）毎月決まって支給される賃金

（※1）①過去3年間の各年において離職者数が採用者数より多いこと、②過去3年間の各年において3%以上の賃上げができていないこと、③ハローワーク等による雇用管理改善援助を受け、雇用管理改善等コンサルタント等を利用していること、の3つの要件を満たす事業所

（※2）3%以上の賃上げの場合は、（※1）の要件を満たす場合に限る

（※3）7%以上の賃上げの場合は、雇用環境の整備に限る

#### <主な支給要件（目標達成助成）>

- ①計画時離職率（計画期間前1年間）に比べ評価時離職率（計画期間後1年間）が1%以上低下、及び②評価時離職率30%以下を達成した場合に助成する。

# 建設事業主等に対する助成金

## 既存コースの拡充

令和8年度当初予算案 71 億円 (69億円) ※ ()内は前年度当初予算額

### 1 事業の目的

建設業においては、技能者のうち60歳以上の割合が約4分の1を占める一方、29歳以下は全体の約12%となっており、若年労働者等の確保・育成、技能継承が極めて重要な課題となっている。本助成金では、建設労働者雇用改善法第9条に基づき、建設事業主等に支援を行うことで、建設労働者の雇用の改善、能力の開発及び向上、雇用の安定を促進することを目的とする。

### 2 事業の概要・スキーム・実施主体・事業実績

#### トライアル雇用助成金

##### ◆ 若年・女性建設労働者トライアルコース

職業経験の不足などから就職に不安のある若年者（35歳未満）や女性を対象として、試用雇用を行った場合に支給されるトライアル雇用助成金（一般・障害者トライアルコース）に上乗せ助成。

助成額	対象者1人あたり4万円/月（最大3か月）
-----	----------------------

#### 人材確保等支援助成金

##### ◆ 若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野）

魅力ある職場づくりにつながる取組や広域的な職業訓練の推進活動を実施した場合に助成。

助成区分	助成率等	
経費助成	中小建設事業主：60% 中小建設事業主以外：45%	・賞金助成の単価改正 ・建設業の魅力発信から入職・定着まで一体的に行う取組を追加し、当該取組により入職した者が定着した場合に上乗せ助成を行う
賞金助成	9,500円/人日 定着要件を満たした場合は上乗せ42万円	

等（※1）

##### ◆ 建設キャリアアップシステム等活用促進コース

建設キャリアアップシステム（CCUS）等を活用した雇用管理改善を目的とし、以下の場合に助成。  
 <雇用管理改善促進事業> 中小建設事業主が、昇格認定を受けた技能者の賃金を5%以上増加  
 <普及促進事業> 建設事業主団体が普及促進に向けた事業を実施（令和8年度限り）

事業名	助成区分	助成額・率等
雇用管理改善促進事業	経費助成	中小建設事業主：16万円/人年
普及促進事業	経費助成	中小建設事業主団体：66.7%
		中小建設事業主団体以外：50%

##### ◆ 作業員宿舎等設置助成コース（建設分野）

建設現場の女性専用トイレ・更衣室を整備した場合や作業員宿舎等を確保（石川県）した場合に助成。

助成区分	助成率
経費助成	60%

等（※1）

#### 人材開発支援助成金

##### ◆ 建設労働者認定訓練コース

能開法による認定職業訓練または指導員訓練のうち、建設関連の訓練を実施した場合に助成。

助成区分	助成率・額	生産性向上助成 (上乗せ支給) (※2)	賃金向上助成・資格等手当助成 (上乗せ支給)
経費助成	16.7%	-	-
賞金助成	3,800円/人日	1,000円/人日	1,000円/人日

##### ◆ 建設労働者技能実習コース

賞金助成の単価改正

若年者等の育成と熟練技能の維持・向上を図るため、キャリアに応じた技能実習を実施した場合に助成。

助成区分	助成率・額等	生産性向上助成 (上乗せ支給) (※2)	賃金向上助成 ・資格等手当助成 (上乗せ支給)
経費助成	中小建設事業主（20人以下）：75%	15%	15%
	中小建設事業主（21人以上） 35歳未満：70%	15%	15%
	中小建設事業主（21人以上） 35歳以上：45%		
	中小以外の建設事業主（女性労働者のみ支給対象）：60%	15%	15%
賞金助成	中小建設事業主（20人以下）：(※3) 9,500円/人日 <10,450円/人日>	2,000円/人日	2,000円/人日
	中小建設事業主（21人以上）：(※3) 8,550円/人日 <9,405円/人日>	1,750円/人日	1,750円/人日

等

※1 賃金向上助成の上乗せ支給も実施。

※2 令和4年度までの支給要領に基づき、当該コースの助成金を受給した建設事業主を対象とした経過措置。

※3 CCUS技能者情報登録者の場合は、賞金助成額（上乗せ支給分は除く）を1.1倍にして助成（令和8年度まで）。

○実施主体・スキーム：労働局（助成金の支給）→ 建設事業主等（助成対象の取組を実施）

○令和6年度支給実績（3助成金の合計）：6,272,576千円（135,994件）